

業務仕様書

1 業務名

清田区第27回参議院議員通常選挙ポスター掲示場製作設置及び撤去業務

2 業務概要

以下のとおり、標記選挙公営ポスター掲示場を製作及び設置し、投票日の翌日から（又は無投票となることが決定した日の翌日から）撤去して設置場所を原状回復するとともに、札幌市選挙管理委員会事務局が別途契約する業者（以下「掲示板業者」という。）に掲示板を返納する。

3 履行期間

契約締結日から選挙期日の12日後（選挙期日の翌週金曜日）まで

4 製作設置業務

(1) 設置場所

別添「案内図、一覧表」のとおり

(2) 製作設置作業期間

契約締結後、委託者が別途指示する日から公示日の3日前まで

(3) 区画数

12区画

(4) 設置予定数

合計 121 箇所

（内訳）支柱必要

47箇所

支柱必要（補強材有）

22箇所

支柱不要

52箇所

(5) 設置要領

ア ポスター掲示場の図

別紙1－1：掲示板取付図面

別紙1－2：支柱必要

別紙1－3：支柱必要（補強材有）

別紙1－4：支柱不要

※いずれも設置場所の現況に合わせ、それぞれ適切な工法により設置すること。

イ 掲示板の資材

再生パルプボード等リサイクル可能な材質を利用したもの（※）を掲示板業者が公示日の21日前までに受託業者の指定場所（札幌市内の1か所とする）に納品する。契約締結後、指定場所について掲示板業者に連絡すること。連絡先については、委託者から別途連絡する。

掲示板の納品数については、以下のとおり（予備分20組を含む）。掲示板の結合については受託者が行うものとする。掲示板の規格及び区画ごとの組合せについては別紙1－1のとおり。

(※) (株)タナカ製 S T ボード、(株)コートテック製 C T ボード、同等品のいずれか

12区画（余白付6区画＋区画のみ6区画）

ウ 標題貼付用「標題ポスター」

(ア) 標題及び注意書事項等を印刷したポスター（ユポ F G S 1 3 0 またはユポ F R B 1 3 0）を、委託者から受け取り、掲示板の右余白標題部分に貼付する。また、標題ポスターの右下余白には、別途作成指示する整理番号シール（設置期間中、標題ポスターへの貼付に耐えられるものであること）を貼付する。

(イ) 納入予定数量

141枚（予備分20枚を含む）

(ウ) 標題ポスターの規格等

別紙2のとおり。

エ 使用材料等規格

古材等の使用を認めるが、撤去までの期間の使用に耐えられるものであること。

(ア) 枠組木材 寸角 3 0 mm × 3 0 mm

(イ) 支柱及び方材 たる木 4 5 mm × 4 5 mm

(ウ) 再生パルプ耐水ボード止め釘 2 4 mm

(エ) 鉄アングル

木製部材だけでの固定が困難な場合等は、鉄アングル等を使用する。

(オ) 標題ポスター貼付用糊等

i 接着剤 コニシ G Z - 3

溶剤 ゴードー溶剤ノルマルヘキサン

ii 日東電工一般用両面テープ（2 0 mm巾）

上記 i 又は ii の製品又は同等品を使用し、容易に剥離しないようにすること。また、同等品を使用する場合は、履行前に委託者の承認を得ること。

オ 設置場所の略図

設置場所の略図は、契約締結後、委託者より交付する。

カ 施設の所有者等の指示

掲示場を設置するときは、必ずその旨を設置場所の所有者又は管理者に連絡し、所有者等の指示に従うこと。

キ 設置時の留意事項

(ア) 設置にあたっては、設置期間中の豪雨強風等に十分耐えうるように強固に行うこと。また、各設置場所における風、地盤や、地形の特性等を十分考慮して設置すること。

(イ) 別添一覧表で、「支柱必要」となっている箇所は、別紙1－2のとおり、支柱杭（たる木、鉄アングル等）を埋め込み、しっかりと固定すること。

(ウ) 別添一覧表で、「支柱必要（補強材有）」となっている箇所は、上記に加え、別紙1－3のとおり補強材（根がらみ）を全ての支柱と脚に取り付け補強すること。

(エ) 別添一覧表で、「支柱不要」となっている箇所は、掲示板が倒れたり飛んだりすることのないように注意して設置するとともに、別紙1－4のとおり、ポス

ター掲示場と接する部分の損傷防止のため、必要な養生措置を施すこと。

ク 補修

設置作業期間中にポスター掲示場が破損又は滅失した場合は、受託者が直ちに補修又は再設置すること。

ケ 国道に設置する場合は、設置作業中に長時間車線規制が生じないように留意すること。車線規制を行わなければ設置困難な箇所がある場合は、事前に委託者に連絡のうえ、指示を受けること。

(6) その他

ア 契約締結後、直ちに委託者と業務の実施について打ち合わせを行うこと。

イ 検査において、設置状況が不十分と認められる場合は、委託者の指示に従い速やかに措置し、その経費は受託者の負担とする。また、措置後は、その内容がわかる写真（全体、4方向、修正箇所など）を添付して委託者に報告すること。なお、設置状況が不十分のため掲示板の損傷や倒壊等が生じた際の措置については、受託者が再設置等の対応をすること。

ウ 設置状況が、本使用上不十分と認められる場合等、受託者の責により第三者に損害を与えたとき、その賠償責任は、受託者が負う。

エ 設置期間中に損傷や倒壊、滅失等が生じた場合には、委託者の指示に従い直ちに措置し、その経費は受託者の負担とする（第三者による損傷や倒壊等に係る措置費用は除く）。また、措置後は、その内容がわかる写真（全体、4方向、修正箇所など）を添付して委託者に報告すること。

5 撤去業務

(1) 撤去数

設置数と同数

(2) 撤去期間

選挙期日の翌日から7日後（選挙期日の翌週日曜日）までに撤去を完了すること。

ただし、無投票となることが決定した場合は、委託者の指示に従い、無投票となることが決定した日の翌日から起算して3日以内に解体撤去を行い、または委託者の用意する文書（無投票ポスター）を掲示板の区画余白部分に貼付すること。

(3) 掲示板の返納

掲示板の撤去後、一時保管の上、委託者の指定する場所（札幌市内及び近郊の1か所とする）に選挙期日の8日後（選挙期日の翌週月曜日）から12日後（選挙期日の翌週金曜日）までの間に搬入し、掲示板業者に返納すること。（無投票となることが決定し、解体撤去を行った場合も、保管の上、当該期間に搬入し、返納すること）。その際、解体撤去した掲示板は木枠から外し、釘を取り除いた状態で予備分を含め全量を搬送すること。

ただし、標題ポスター、候補者のポスター及び無投票ポスターを剥がす必要はなく、画鋏類についても取り除く必要はない。

(4) 古材等

解体撤去した掲示板以外の部材は、受託者が引き取ること。

(5) その他

ア 解体撤去にあたり、あらかじめ設置場所所有者等の了解を得てから施工すること。

- イ 撤去後、杭等による穴を埋める等、設置場所の原状回復を行うこと。
- ウ 既設物（門、塀等）を利用して設置している場合は、解体撤去作業により損傷が生じないように十分注意すること。
- エ 検査において、解体撤去及び原状回復が不十分と認められる場合は、委託者の指示に従い措置し、その経費は受託者の負担とする。

6 完了報告

- (1) 完了報告は、全てのポスター掲示場の製作及び設置の完了後と、撤去及び掲示板の返納の完了後にそれぞれ行うこと。
- (2) 製作及び設置後の完了報告は、別紙３「ポスター掲示場設置撤去チェックリスト」及び設置後の写真を提出することにより行い、設置状況について委託者の承諾を得ること。
- (3) 撤去及び掲示板の返納後の完了報告は、本市所定の完了届（役務-第９号様式）及び別紙３「ポスター掲示場設置撤去チェックリスト」及び撤去後の写真を提出することにより行うこと。

7 その他

- (1) 本業務に関すること、その他不明な点は、下記「８ 担当課」に問い合わせること。
- (2) 掲示板の数量及び納品日は、選挙期日決定日以降、別途通知する。なお、選挙期日の決定は選挙直前になる可能性も極めて高く、過去の選挙日程を踏まえると、製作設置作業期間が１週間程度の猶予しかない可能性もあることに留意すること。
- (3) 区画数の変更（増加）が生じた際には、別途協議の上、契約改訂または追加発注を行う場合がある。
- (4) 本仕様書に規定する以外の事情が発生した場合には、委託者と受託者の相互協議のうえ定めるものとする。

8 担当課

札幌市清田区平岡１条１丁目
清田区市民部総務企画課
担当：村上 TEL：８８９－２０１０